



十 奄 交 第 2 0 6 号
令和 6 年 1 1 月 1 2 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

奄美海上保安部長



浮漁礁敷設に伴う協議について（回答）

令和 6 年 1 1 月 5 日付、奄海委第 2 7 号により協議のありました件については、下記事項を厳守していただくことにより、航行安全上の支障はありません。

記

- 1 「浮漁礁敷設承認申請書」に記載の設置位置、管理体制及び流失防止対策を厳守し適正な管理を行う。
- 2 敷設物件に管理者名及び連絡先を表示する。

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4－2号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
- (3) 令和2年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領

(承認の対象者)

第1 浮魚礁の敷設承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認の申請)

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- (1) 敷設位置図
- (2) 浮魚礁構造図
- (3) 標識灯の一般仕様書
- (4) 関係漁業協同組合（隣接する漁業協同組合を含む。）の同意書
- (5) 船舶会社の同意書
- (6) その他委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

(海上保安部との協議)

第3 委員会は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

(公聴会の開催)

第4 委員会は、第1に規定する者から敷設承認の申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することがある。

(承認証の交付)

第5 委員会は、敷設承認に当たっては、別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとし、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(承認期間)

第6 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

(敷設場所の変更)

第7 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶の航行上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更することを条件として承認することがある。

(承認の制限又は条件)

第8 敷設承認に当たっては、敷設承認を受けた者に対し、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁（中層魚礁を除く。）には、昼夜を問わずレーダー及び目視により航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならないこと。
- (2) 浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならないこと。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (5) 毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を委員会に報告しなければならないこと。

(承認の変更又は取り消し)

第9 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付することがある。

2 委員会は、敷設者が敷設承認の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、当該敷設承認を取り消すことがある。

(取扱要領の改正)

第10 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

(別記第1号様式)

浮魚礁敷設承認申請書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-2号の1の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請の理由（目的、管理、利用方法等を詳しく明示すること）
- 2 浮魚礁の敷設位置（海図を使用して記載した位置図を添付）
- 3 浮魚礁の種類及び構造（構造の詳細を示した図面を添付）
- 4 浮魚礁の敷設期間
- 5 対象魚種
- 6 操業の方法
- 7 操業者数及び操業隻数

注）用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

奄海委第 号

浮魚礁敷設承認証

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 敷設期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

2 敷設位置

3 制限又は条件

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会
会 長 ○ ○ ○ ○ 印

注）用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

浮魚礁敷設作業届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁の敷設作業を行うので、浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(2)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 敷設浮魚礁数
- 3 作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 作業場所
- 5 作業方法
- 6 漁具標識の種類
- 7 安全対策

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

浮魚礁敷設完了届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁の敷設作業を完了したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(2)により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 敷設浮魚礁数
- 3 敷設位置
- 4 敷設完了年月日

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第 5 号様式)

浮魚礁流失届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁が流失したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(4)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 流失浮魚礁数及び位置
- 3 流失年月日
- 4 流失原因

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 6 号様式)

浮魚礁補充届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁を補充したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(4)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 補充浮魚礁敷設数及び位置
- 3 補充年月日

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第7号様式)

浮魚礁利用実績報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整員会会長 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(5)の規定により、浮魚礁の利用実績を下記のとおり報告します。

承認番号

承認月日

記

月	利用隻数	主な魚種	総 漁 獲 高	
			数 量	金 額
4	隻		kg	円
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

浮魚礁敷設承認に係る審査基準

浮魚礁の敷設承認に関する審査に当たっては、次の事項について審査するものとする。

- 1 浮魚礁の敷設位置
 - (1) 浮魚礁の敷設が、船舶航行上支障がないこと。
 - (2) 当該位置に、浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。(海図に既存漁業の操業区域及び統数等を明示。)
 - (3) 浮魚礁の敷設位置が、浮き魚資源の回遊に適した条件を備えていること。(当該漁場環境を明示すること。)
- 2 浮魚礁の構造
 - (1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障がないこと。(レーダー反射板、灯火等)
 - (2) 浮魚礁の構造が、耐久性のあること。(アンカー、チェーン等)
 - (3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。(浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。)
- 3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方を明示すること。(関係漁業者間で浮き魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示。)